

ビジネスクラスターの容易さの実体:課税



本資料は税務総局(DJP)より、11月20日付
のゼミで提供された資料です

一般規定および課税手続き

- 改正: 第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第15条、第17B条、第19条、第38条、および第44B条
- 第13A条および第27A条の削除
- 第27B条の追加

主な変更点

► 第19条a1項, 2項, &3項

UU CIPTA KERJA

PASAL
113

延滞金 =

$$\text{未払い税金} \times \text{1ヶ月あたりの金利 *} \times \text{月数 **}$$

*) 月額金利は、財務大臣が設定した制裁措置の計算開始日から12で割った基準金利に、納税者の過誤率に応じた上昇係数をえたものです。

**) 最大24ヶ月。

$$\text{1ヶ月あたりの金利} = \frac{\text{基準金利} + 0\%}{12}$$

対象の延滞金

- 請求権
- 分割払い/納税の延滞
- 年次SPTの提出遅延による過少支払い

変更前

1ヶ月あたりの延滞金に対し、固定率2%で計算

主な変更点

- 第8条第2項および第2a条第9
条第2a項および第2b条第14
条第3項

UU CIPTA KERJA

PASAL
113

$$\text{延滞金} = \text{未払い税金} \times \text{1ヶ月あたりの金利*} \times \text{月数**}$$

*) 月額金利は、財務大臣が設定した制裁措置の計算開始日から12で割った基準金利に、納税者の過誤率に応じた上昇係数を加えたものです。

**) 最大24ヶ月.

$$\text{1ヶ月あたりの金利} = \frac{\text{基準金利} + 5\%}{12}$$

対象の延滞金

- ② 年次または定期的なSPTの修正による過少支払い
- ② 納税期日または年次納税申告書の期日以降の納税
- ② 当年度の未払い／過少支払い、または調査の結果から、記入ミスおよび誤計算による税の過少支払

変更前

1か月あたりの延滞金に対し、固定率2%で計算

主な変更点

► 第8条第5項

UU CIPTA KERJA

PASAL
113

$$\text{延滞金} = \text{未払い税金} \times \text{1ヶ月あたりの金利*} \times \text{月数**}$$

*) 月額金利は、財務大臣が設定した制裁措置の計算開始日から12で割った基準金利に、納税者の過誤率に応じた上昇係数を加えたものです。

**) 最大24ヶ月.

$$\text{1ヶ月あたりの金利} = \frac{\text{基準金利} + 10\%}{12}$$

対象の延滞金::

SPTの誤記載により生じた過少支払金

変更前

行政処分の額は、未払い税の50%を上乗せ

主な変更点

▶ 第13条第2項および第2a項

UU CIPTA KERJA

PASAL
113

$$\text{延滞金} = \text{未払い税金} \times \text{1ヶ月あたりの金利*} \times \text{月数 **}$$

*) 月額金利は、財務大臣が設定した制裁措置の計算開始日から12で割った基準金利に、納税者の過誤率に応じた上昇係数を加えたものです。

**) 最大24ヶ月.

$$1\text{ヶ月あたり金利} = \frac{\text{基準金利} + 15\%}{12}$$

対象の延滞金::

- 支払不足税金査定書(SPKB)によるもの
- 非生産の課税対象起業家からの投入税の返還

変更前

1か月あたりの延滞金に対し、固定率2%で計算